

亦同

第二項 皆勤賞與

繁忙期間中ニ限り皆勤賞與スルハ毎月末ニ於テ金五
円ノ賞與ヲ支給ス

但シ下週ハ比分会ニ限リ非ニ給トス

第三項 勤務半當

繁忙期間中職工一日完全ニ業務ヲ果シタル者ハ勤務
半當トシテ一日金拾五銭宛ヲ支給ス

但シ雇主ヨリ臨時休業ヲ為シ名時ハ完全ニ業務ヲ
果シタルモノト見做ス

第四項 日産半當

恙レケ年以上勤続者ニシテ雇主ガ業務上ノ都合ニ依リ
解雇スル時ハ半當ノ日金貳拾月ヲ支給シ以テ後

一ケ年ノ増ス毎ニ金五円ヲ支給ス

本項該當者ニシテ中途解雇ノ場合ハ雇主ノ見込ニ依リ月

割ヲ以テ支給スルコトアル

但シ左ノ場合ハ支給ノ限リニアラス

(一) 壯健ニシテ定休日ヲ除キ一ケ月中五日以上休業シ名モノ

(二) 雇主事業失敗ノ為メ廢業ノ已ムナキニ至レル場合

第五項 退職半當

病ノ為メ職ニ堪ヘスニテ退職スル場合ハ滿一ケ年以上勤
続者ニ限り勤務ノ精否ヲ參酌シ金參拾月以上五拾月

未満ヲ支給ス

繁忙期間中ハ特別ノ事由ヲ認ムル限リ退職スルコトヲ
得サルモノトス

第二條

扶助